

産業振興講演会

『自分の会社の問題点の 見つけ方とその解決方法

—新銀行東京のトップが語る
マネジメントのあり方—』

地域経済の活性化を目指し、東京都の出資で誕生した「新銀行東京」。その代表が、日本の製造業を知り尽くしたトヨタ自動車の出身者であることを知っていますか。

今回は、「カイゼン」を含めた「トヨタ式」の考え方からの課題の洗い出しとその解決による企業の業績向上、さらにこれを支援する地域の金融機関の役割について、具体的な事例をもとにわかりやすく話していただきます。

なまの「カイゼン」を聴くチャンスです。ぜひ参加してください。

日時 3月15日(木)午後6時～8時

会場 産業福祉センター2階 i ホール

参加費 無料

講師 仁司泰正さん（新銀行東京代表執行役）

申込み・問合せ 電話またはファクスで商工業活性化推進室へ ☎ 570-0040 FAX 579-2590

産業振興セミナー

『元気の出るマーケティング —小が大に打ち勝つ喧嘩^{けんか}の仕方—』

“ものを買ってもらう”ということ、もう一度見つめ直してみませんか。

今回のセミナーは、マーケティングについてわかりやすくおもしろい事例で学びます。

「おもしろかった」だけでは終わらない、実践的なセミナーです。市内事業者の方、マーケティングに興味のある方、ぜひ参加してください。

日時 3月7日(水)・9日(金) (全2回・各回別内容)
午後6時～8時

会場 産業福祉センター2階 i ホール

参加費 無料

講師 柴田正幸さん ^{ジャッキー マーケティング オフィス} (Jacky Marketing Office)

申込み・問合せ 電話またはファクスで商工業活性化推進室へ ☎ 570-0040 FAX 579-2590

TAMA-TLO 特別相談ウィーク

『製品・技術・特許等特別相談会』

今年度最後の
特別企画

商工業活性化推進室とTAMA-TLOがタッグを組んで特別相談会を行います。

TAMA-TLO が蓄積した、製品開発・研究開発・技術力向上・特許・商標・大学との連携・補助金獲得などに関するノウハウから、皆さんの疑問や悩みに個別に答えます。また、相談内容に基づく継続的な支援も行います。

日時 3月5日(月)～9日(金)午後1時～5時

会場 TAMA-TLO (株)羽村オフィス (西武信用金庫羽村支店2階)

費用 無料

相談内容

- 自社の技術・製品の問題点
- 自社の技術の今後の展開や新技術の導入手法
- 商標登録、公開特許の調査
- 公的資金（補助金など）の獲得
- 公的試験機関の紹介
- 大学研究者の紹介
- 新製品の開発

相談員 TAMA-TLO コーディネータ

申込み・問合せ 電話・ファクスまたはEメールで
商工業活性化推進室へ ☎ 570-0040 FAX 579-2590 ✉
hkss@wing-i.hamura.tokyo.jp

※当日受付も可能ですが、予約優先です。

※直接会場へお越しください。

知っていますか？ TAMA-TLO

TAMA-TLO (株)は、大学の研究成果を特許化し、民間企業に技術移転する会社です。技術開示料を大学に還元することで、大学の研究をさらに活性化することを目的としています。

現在、300件を超える出願済み特許を保有し、約90件の技術移転を行ったほか、大型の産学官連携研究の運営・管理も行っています。コーディネータは、中小企業の事情に通じた、大手企業技術開発マネジャーOBで構成されています。

(*) TLO … ^{テクノロジー}Technology ^{ライセンス}Licensing ^{オーガニゼーション}Organization

(技術移転機関)

羽村市廃棄物減量等推進審議会

委員募集

応募資格 市内在住の18歳以上の方

※他の委員会および懇話会などで活動中の方は、

応募をご遠慮ください。

募集人員 2人

任期 平成19年6月1日～平成21年5月31日

(年5回程度)

開催時間 平日昼間、1回2時間程度

報酬(日額) 9,000円

応募方法 次のテーマについての考えを、800

字程度にまとめ、住所・氏名・年齢・職業・電

話番号を記入し、郵送・ファクス・Eメールま

たは直接生活環境課生活環境係へ

※様式は問いません。

テーマ 「羽村市のごみの減量について」

応募締切 3月23日(金)午後5時(必着)

選考方法 羽村市廃棄物減量等推進審議会委員選

考委員会で審議し、決定します。

※作文は、選考資料とするもので公表しません。

選考審査後、返却します。

※選考結果は応募者全員にお知らせします。

提出先・問合せ 〒205-8601(住所記載

不要) 羽村市産業環境部生活環境課生活環境係

FAX 554-2921 ☒s208000@city.hamura.

tokyo.jp

平成19年4月1日から、ごみの分別方法の変更と、分別種類の追加を行います。ごみ しっかりと分別 きっちり資源へ! パート⑤は、ごみ収集日の変更などについてお知らせします。

問合せ 生活環境課生活環境係

資源・ごみを出す日が変わります

各地区別の資源・ごみ収集日が変わります。まちがえないように注意してください。

①「燃やせないごみ」の収集日は月1回 分別種類を細分化することで「燃やせないごみ」が減ることから、収集回数を月2回から月1回に変更します。

②「硬質プラスチック」の収集日は月2回 「ペットボトル」は、「燃やせないごみ」の収集日ではなく、「硬質プラスチック」と同じ収集日(月2回)です。

③「金属」の収集日は月1回 「金属」は、「燃やせないごみ」と同じ収集日(月1回)です。

④「資源ごみA」「燃やせないごみ」の収集日が変更になる地区があります 分別種類の追加および効率よく収集し収集時間を短縮するため、収集日が変わります。「羽加美・羽西地区」「五ノ神地区」は大きな変更がありますので、特に注意してください。

3 が変わります

① 分別種類の追加
分別種類に、「硬質プラスチック」と「金属」を追加します。

② 「燃やせないごみ」収集回数の変更

燃やせないごみの収集回数を、月2回から月1回に変更します。

③ 軟質プラスチック製品などを「燃やせないごみ」

ビニール袋などの軟質プラスチック製品、ヒラオテープやCDの本体などを、「燃やせるごみ」に変更します。

④ ペットボトル収集日の変更

ペットボトル収集日を、硬質プラスチック収集日と同じ日にします(これまでどおり、拠点回収も行います)。※詳しくは、広報はむら1月1日号をご覧ください。

ごみしゅっかり分別 きゅっちり資源へ！ Part 5

－ 4月からごみの分別が変わります－

各地区別の資源・ごみを出す日

地区名	資源ごみA	資源ごみB	硬質プラスチック ペットボトル	金 属	燃やせるごみ	燃やせないごみ	有害ごみ
川崎・玉川・清流	毎週水曜日	毎週火曜日	毎月第2・4金曜日	毎月第1金曜日	毎週月・木曜日	毎月第1金曜日	毎月第3金曜日
羽東	毎週水曜日	毎週金曜日	毎月第1・3火曜日	毎月第4火曜日	毎週月・木曜日	毎月第4火曜日	毎月第2火曜日
羽中	毎週火曜日	毎週金曜日	毎月第1・3水曜日	毎月第4水曜日	毎週月・木曜日	毎月第4水曜日	毎月第2水曜日
羽加美・羽西	* 毎週水曜日	毎週火曜日	毎月第2・4金曜日	毎月第3金曜日	毎週月・木曜日	* 毎月第3金曜日	* 毎月第1金曜日
小作台	毎週火曜日	毎週金曜日	毎月第1・3水曜日	毎月第2水曜日	毎週月・木曜日	毎月第2水曜日	毎月第4水曜日
神明台一・二丁目	毎週金曜日	毎週水曜日	毎月第2・4火曜日	毎月第1火曜日	毎週月・木曜日	毎月第1火曜日	毎月第3火曜日
神明台三・四丁目	毎週月曜日	毎週水曜日	毎月第1・3木曜日	毎月第4木曜日	毎週火・金曜日	毎月第4木曜日	毎月第2木曜日
双葉町・緑ヶ丘三丁目・羽武蔵野・五ノ神武蔵野・川崎武蔵野	毎週水曜日	毎週月曜日	毎月第2・4木曜日	毎月第1木曜日	毎週火・金曜日	毎月第1木曜日	毎月第3木曜日
富士見平	毎週木曜日	毎週水曜日	毎月第1・3月曜日	毎月第4月曜日	毎週火・金曜日	毎月第4月曜日	毎月第2月曜日
五ノ神	* 毎週水曜日	毎週木曜日	毎月第1・3月曜日	毎月第2月曜日	毎週火・金曜日	* 毎月第2月曜日	* 毎月第4月曜日
緑ヶ丘一・二・四・五丁目	毎週月曜日	毎週木曜日	毎月第2・4水曜日	毎月第1水曜日	毎週火・金曜日	毎月第1水曜日	毎月第3水曜日
栄町	毎週木曜日	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎月第3水曜日	毎週火・金曜日	毎月第3水曜日	毎月第1水曜日

*：曜日が変更されています。注意してください。

「資源リサイクルマニユアル」配付

4月からの変更により、「ごみ分別マニユアル」を「資源リサイクルマニユアル」とし、3月5日ごろまでに各家庭にお配りします。このマニユアルは、ごみがどのような流れで資源化されていくかを図で示し、マニユアルに掲載されていないものでも、市民の皆さんが自ら分別種類を判断できるようにしましたので、活用してください。

「資源リサイクルマニユアル」説明会

「資源リサイクルマニユアル」の説明会を行います。4月1日から変わる分別の種類や出し方などについて、不明な点がありましたらお越しください。

日時／会場

- 3月12日(月)／三矢会館(2階大広間)
 - 3月13日(火)／五ノ神会館(2階大広間)
 - 3月16日(金)／加美会館(地階集会室)
 - 3月20日(火)／小作台西会館(2階集会室)
 - 3月22日(木)／コミュニティセンター(3階ホール)
- 時間 いずれも午後7時～(2時間程度)
※各戸配付した「資源リサイクルマニユアル」を持参してください。

分別種類を細分化することで、収集日が大きく変わります。ご協力をお願いします。そして、引き続き「洗えば資源 分ければ資源」でお願いします。今回は、資源リサイクルのための「分別・収集区分」などについてお知らせします。

ごみしゅっかり分別

きゅっちり資源へ！

表彰



平成18年度日本消防協会功績章 受章

鈴木 誠さん

(羽村市消防団第一分団分団長)



長年にわたり、消防活動に尽力され、地域の安全確保に貢献されています。
問合せ 市民生活安全課防災係

福祉



水道および下水道の使用料助成 制度の改正

高齢者世帯および障害のある方がいる世帯に対する水道および下水道の使用料助成制度の助成対象を4月1日から改正します。

対象

- ① 70歳以上の方のみの世帯で、次の共通要件にすべて該当する世帯
- ② 身体障害者手帳1・2級または愛の

手帳1・2度をお持ちの方がいる世帯で、次の共通要件にすべて該当する世帯

共通要件

- 住民票上の世帯構成員全員が住民税非課税(4〜6月は前年度住民税が非課税)の世帯
- 生活保護を受けていない世帯
- 納期が到来している水道使用料の支払いが済んでいる世帯

※ 助成額は、最小口径分となります。

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係、障害福祉課障害福祉係

移送サービス利用料金の変更

移送サービスの利用料金を4月1日から変更します。

対象

身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方で、歩行または移動が困難と認められ、移送サービスを利用している方

料金 1時間350円(1時間を超える場合は、30分延長につき175円加算)

※ 要支援、要介護と判定された方で、歩行や移動が困難と認められ、移送サービスを利用する場合の利用料金は変わりません。

問合せ 障害福祉課障害福祉係

手話通訳奉仕員が手伝います

月に1回、聴覚障害のある方が市役所に来庁し、申請などで手話通訳を必要とするときに、手話通訳奉仕員が手伝います。

手話通訳を希望する方は、1階案内窓口へお越しください。

配置日 毎月第1木曜日(第1木曜日

が閉庁日の場合は第2木曜日)

時間 午前9時〜正午

問合せ 広報広聴課市民相談係

子育て



児童手当の手続きはお済みですか

平成18年4月の児童手当法の改正により、児童手当の支給対象年齢が小学校3年生(9歳到達後最初の年度末)までから、小学校6年生(12歳到達後最初の年度末)までに拡大され、併せて所得制限限度額が緩和されました。

児童手当を受給していない方は、認定請求などの手続きが必要となりますので、子育て支援課窓口で手続きを行ってください。

すでに児童手当を受給している方、または手続きを行ったが平成17年中の所得が所得制限限度額の超過により受

給資格のない方は対象となりません。現在受給している方へ

6月に更新手続きのための「現況届」用紙を送付しますので、提出してください。

※ 所得が一定額以上の場合、児童手当が支給されない場合があります。

※ 公務員の方は勤務先で手続きを行ってください。

問合せ 子育て支援課子育て支援係

乳幼児医療費助成の申請はお済みですか

乳幼児医療費助成制度は義務教育就学前のお子さんが健康保険で診療を受けたとき、医療費の自己負担分を助成するものです。

医療証をお持ちでない方は、子育て支援課窓口で手続きを行ってください。

※ すでに乳幼児医療証(有効期限平成19年9月30日)をお持ちの方には、更新時(9月30日)までに新しい医療証(平成19年10月1日から平成20年9月30日まで有効)を送付しますので手続きの必要はありません。

※ 住所や加入している健康保険に変更が生じた場合は届出が必要です。

問合せ 子育て支援課子育て支援係